

河川整備計画の手続きについて

河川法改正の流れ

近代河川制度の誕生

治水・利水の体系的な
制度の整備

治水・利水・環境の総合的な河
川制度の整備

- 水系一貫管理制度の導入
- 利水関係規定の整備

- 河川環境の整備と保全
- 地域の意見を反映した
河川整備の計画制度の導入

M.29

S.39

H.9

1896

1964

1997

治水

治水

利水

治水

環境

利水

網走川の治水

美幌市街部から網走湖流入
地点までの区間について、
築堤、捷水路の開削等の河
川改修事業を実施

網走川水系工事実施基本計画の策定 (S45)

網走川水系河川整備基本方針の策定 (H18)

網走川の利水

網走川では、水利権により取水量を設定

網走川の環境

網走川では、網走湖の水質改善、瀬淵の創出、河
畔林の保全、生態系の保全を図った事業を実施

河川法施行令（抜粋）

（河川整備基本方針に定める事項）

第10条の2 河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 二 河川の整備の基本となるべき事項
 - イ 基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）
並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項
 - ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
 - ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

（河川整備計画に定める事項）

第10条の3 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 河川整備計画の目標に関する事項
- 二 河川整備の実施に関する事項
 - イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により
設置される河川管理施設の機能の概要
 - ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川法第16条（抜粋）

（河川整備基本方針）

3. 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かななければならない。

河川法第16条の2（抜粋）

（河川整備計画）

3. 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。
4. 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
5. 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かななければならない。

河川整備計画策定の手続き

